

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置 の継続を求める意見書

道路は、市民生活や地域の経済・社会活動を支える最も重要な社会資本である。

大都市名古屋の北側に隣接する本市は、恵まれた公共交通機関や高速道路網など交通の利便性を背景に、引き続き、住宅地や工業地の開発需要が高く、道路整備を着実に進めている。

また、今後は、道路インフラの老朽化対策、地震や集中豪雨に対する防災対策や交通安全対策など今まで以上に推進する必要がある。

これらの課題を計画的に進めるためには、安定的な道路整備の財源を確保することが不可欠である。これまで、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という。）の規定により、平成２９年度までの時限措置として補助率等が嵩上げされてきたが、道路財特法による嵩上げ措置の廃止は、道路事業費の縮減や地方財政負担の増加をもたらし、道路整備の遅滞を招くことで、その影響は深刻かつ重大なものとなる。

よって、国におかれては、来年度以降も必要な道路整備の推進が図れるよう、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方が真に必要とする道路整備を推進するために必要な予算を確保するとともに、補助事業による支援対象を拡充すること
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成３０年度以降も継続すること

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２９年９月２７日

愛知県北名古屋市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
国土交通大臣	石井啓一様